

復興特別所得税に関するお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

預金・公共債の利子や金銭信託の収益金、投資信託の分配金・譲渡益等に対してかかる所得税に対し、2013年1月1日から25年の間、復興特別所得税として、所得税額×2.1%が追加課税されます。

具体的に、税率は以下の通りとなります。

	～2012年 12月31日	2013年1月1日～ 2013年12月31日	2014年1月1日～ 2037年12月31日
預金・公共債の利子、 金銭信託の収益金、 公社債投資信託の 分配金・償還益 等	所得税15% 住民税5%	所得税および 復興特別所得税15.315% 住民税5%	
公募株式投資信託の 普通分配金・譲渡益 等	所得税7% 住民税3%	所得税および 復興特別所得税 7.147% 住民税3%	所得税および 復興特別所得税 15.315%(※) 住民税5%(※)

(※)証券税制における軽減税率の適用が終了することによる税率の変更です。

- 利子の計算期間等にかかわらず、2013年1月1日以降に支払われる利子等に対し、上記税率が課せられます。また、各種資料等で所得税が従来税率により表示されている場合も、2013年1月1日以降は上記税率となります。
- 公募株式投資信託等の普通分配金や譲渡益等に対する税率は、お客さまが総合課税を選択する場合は、「総合課税における所得税額×2.1%」が復興特別所得税として課税されます。
- マル優を利用している場合や、租税条約により所得税の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課税されません。
- 内国法人等のお客さまは、公募株式投資信託の普通分配金等に対し、住民税は徴収されません。
- 本紙は2012年6月時点の情報をもとに作成しております。

2012年8月

みずほ信託銀行株式会社